

平成21年(た)第2号

平成25年2月28日

和歌山地方裁判所

刑事部 御中

証拠開示命令申立書

請求人 林 眞須美

請求人の頭書再審請求事件について、検察官に対し、下記証拠を弁護人に開示することを命ずる決定を発せられたい。

弁護人	荒 木 晋之介
同	石 塚 伸 一
同	植 田 豊
同	大 堀 晃 生
同	小 田 幸 児
同	金 村 修
同	高 橋 厚至郎
同	高 見 秀 一
同	寺 田 由美子
同	中 道 武 美
同	西 田 理 英
同	安 田 好 弘

記

開示を求める証拠

- 1 スプリングエイトおよびフォトンファクトリにおける蛍光X線分析による鑑定（確定審甲63号証鑑定、1232号証鑑定）に関する毛髪鑑定についての未開示の全データ。とりわけ、数値化した全データ。
- 2 上記毛髪鑑定に関する、スプリングエイトにおける実験装置についての資料およびデータ。
- 3 上記毛髪鑑定を行う前の予備実験段階での、予備実験に関する計測、経過、予備実験の全データ。
- 4 上記毛髪鑑定に関する本鑑定および予備実験における、中井泉、山内博の、実験ノート、備忘録，その他実験の経過及び結果を記載した書類等

証拠開示命令を求める理由

請求人の毛髪鑑定（甲63号証、甲1232号証）についての疑問点については、平成25年2月28日付の書面（検察官の意見書に対する反論書、その1）に記載したとおりである。

上記両鑑定において、結局、対象毛髪は何であったのか（1本なのか、2本なのか、数十本なのか）だけでなく、砒素が付着していた場所が異なっている理由は何故なのか等が、全く不明である。

よって、請求人において、上記毛髪鑑定（甲63号及び甲1232号）の科学的正確性・妥当性および信用性について十分な検討をするためには、是非とも上記の各証拠が必要であり、これらがすべて開示されなければならない。

以上